

国から地方へ 住民税が変わります

私たちの身の回りには、たくさん「税」があります。そのなかでも、私たちの「所得（収入）」に課税される代表的なものとして、所得税と住民税があります。この所得税と住民税が、来年から大きく変わります。

そこで、今回から7回に渡ってこれらの税のしくみや大きな変更点、申告の大切さなどについてお知らせしていきます。

◆所得税と住民税

これらは、どちらも私たちの所得（収入）に課税されるものですが、所得税は国の税金であるのに対し、住民税は市町村と都道府県の税金です。

また、課税（納付）の時期は、所得税は所得の発生した年であるのに対し、住民税はその翌年度になります（左図）。

	所得税（国税）	住民税（町・県税）
1月	1月から12月までの収入 支払者が給与・年金などから天引きして税務署に納入	
12月	年末調整（サラリーマンのみ）	
3月	確定申告・町県民税の申告（すべてのかた）	
6月	1年間の所得税の精算	年末調整・確定申告で確定した前年の所得をもとに住民税が課税 町へ納付



◆税金の計算

所得税と住民税の所得割は、どちらも次のように計算されます。

$$(\text{所得の合計} - \text{所得控除の合計}) \times \text{税率}$$

所得：収入から必要経費を差し引いた残りの部分
所得控除：扶養や社会保険料など
税率：所得税・住民税あわせて最高50%

今後の掲載予定

- 第2回 税制改正の内容
- 第3回 年金所得者の税金
- 第4回 給与所得者の税金
- 第5回 申告相談に向けて
- 第6回 申告相談が始まります
- 第7回 申告はお済みですか？

問合せ
 ☎62-1230 内線141
 税務課賦課係

平成18年 事業所・企業統計調査

全国すべての事業所や企業が調査の対象です。調査員が調査票を持って皆様の事業所をお訪ねいたします。どうぞご協力ください。



9月下旬から調査員がお伺いします。調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。

平成18年10月1日

総務省統計局 皆野町

動物愛護週間 9月20日～26日

動物の飼い主の皆さんへ



県では条例により、動物の飼い主は、動物にみだりに苦痛を与えたり、また動物が人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけないように飼わなければならないとされています。

動物は命あるものです。その習性を理解し、責任を持って飼い、人と動物が共存できる豊かな社会を目指しましょう。

問合せ 住民福祉課保健衛生係
 ☎62-1230 内線112